

寄付金に対する税制上の優遇措置について

当協会への寄付金は、個人、法人ともに、税制上の優遇措置があります。

一般の寄付金のほか、賛助会費も対象です。

1. 個人による寄付

(1) 所得税の優遇

当協会に対する寄付金は、所得税法上の「特定寄付金」として優遇措置が設けられています。①「所得控除(寄付金控除)」または②「税額控除」のいずれか有利な控除を受けることができます。

① 所得控除(寄付金控除)

所得控除(寄付金控除)は、下記式より算出した控除額を所得金額から差し引くことができます。

$$\text{控除額} = \frac{(\text{その年に支出した寄付金の合計額} - 2 \text{ 千円}) \times \text{所得税率}}{100}$$

※算出に用いる寄付金の合計額は所得額の40%相当額が限度です。

② 税額控除

税額控除は、下記式より算出した控除額を所得税額から差し引くことができます。

$$\text{控除額} = \frac{(\text{その年に支出した寄付金の合計額} - 2 \text{ 千円}) \times 40\%}{100}$$

※・算出に用いる寄付金の合計額は原則として、所得税額の40%相当額が限度です。

・控除額の合計額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。

【年収500万円(所得税率10%)における実際の減税額の目安】

	控除額	6千円寄付	1万円寄付	10万円寄付
所得控除 (寄付金控除)	(寄付金の額 - 2,000円) × 10% を所得金額から控除する。	400円	800円	9,800円
税額控除	(寄付金の額 - 2,000円) × 40% を所得税額から控除する。	1,600円	3,200円	39,200円

(2) 個人市・県民税(住民税)の優遇

当協会への寄付金は、長岡市の条例指定寄付金に該当し、個人市・県民税(住民税)の寄付金税額控除の対象となります。長岡市にお住まいの方は、個人市・県民税(住民税)の寄付金税額控除の適用を受けることができます。各都道府県及び市区町村の条例指定寄付金に関しては、お住まいの都道府県及び市区町村にお尋ねください。

【優遇措置を受けるための手続き】

	必要な手続き	必要な書類
(1)と(2)を受ける場合	確定申告	当協会発行の 「領収書」 「税額控除に関わる証明書」
(2)のみ 受ける場合	お住まいの市区町村へ 市・県民税申告	当協会発行の 「領収書」

2. 法人による寄付

当協会に対する寄付金は、法人税法上の優遇措置が設けられています。

法人が当協会に対して支出した寄付金は、一般の寄付金の損金算入限度額とは別に、下記の特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。

一般寄付金の損金算入限度額

$$=(\text{所得金額の}2.5\%+\text{資本金等の額の}0.25\%)\times 1/4$$

特別損金算入限度額

$$=(\text{所得金額の}6.25\%+\text{資本金等の額の}0.375\%)\times 1/2$$

※なお、詳しくは税務署、税理士などにお問い合わせください。



公益財団法人 長岡市国際交流協会

長岡市大手通 2-2-6 ながおか市民センター内
TEL:0258-39-2207 FAX:0258-39-2208
E-mail:intlexchange@city.nagaoka.lg.jp